

12 議員提出議案に対する反対討論

2016年6月27日

前原かづえです。日本共産党を代表して、「教科書採択謝礼問題に関して徹底的な調査・処分及び制度改善を求める決議」に対する反対討論を行います。

本決議案は、教科書採択前に教員が事前に教科書を閲覧し、対価を受け取っていた問題について、「謝礼と採択は因果関係にあり、そのような行為は収賄ではないか」「教員の倫理の欠如と言わざるを得ない」と指摘しております。その結果、現在、県教育委員会の処分案が県議会に提案されていますが、それに加えて、第三者の徹底調査と謝礼を贈った会社と教員双方への処分、教科書採択の原則公開を義務付ける、採択制度そのものを根本的に改善することなどを求めるものです。

まず、謝礼と採択の因果関係ですが、本決議案は、歴史・公民教科書の場合、22の採択地区が謝礼を多く配った東京書籍を採択したと指摘しております。しかし、22の採択区の大多数には東京書籍から謝礼を受け取った教員がおりません。また、特別支援学校の多くが東京書籍を採択したとも述べていますが、特別支援学校の教員は謝礼を受け取っていません。したがって、謝礼と採択の因果関係は認め難いと考えます。

また、このような行為が収賄に当たるのかという点ですが、第1に、採択権限は市町村教育委員にあり、教員にはないこと。第2に、教科書会社から教科書の採択を依頼された事実がないこと。この2点から、違法性は認められません。なお、事実上、教育委員会に採択案を示す採択地区協議会には、謝礼を受けた教員が20名参加しておりますが、誰1人、特定教科書の採択を求める発言はしていません。決議案は、教科書会社への処分や採択の原則公開を義務付けるなどを求めています。県教委にはその

ような権限はありません。

また、述べたように、謝礼と採択の因果関係は認められませんので、採択制度の根本的改変は必要ありません。とりわけ科学的根拠もなく、謝礼と特定教科書の採択を意図的に結び付ける本決議案記述は、認めることができません。

以上から、本決議案には反対するものです。

今回の事件の教訓は、どこにあるのでしょうか。文科省は、その通知で「教科書発行者が教員の意見を反映することは必要不可欠」と明記しており、ここには何ら問題はありません。1番重大なのは、教員が検定の期間中に金品のやりとりを行ったことです。このことによって、教科書の採択結果がゆがめられたとの誤解を県民に与えたことが重大なものです。

しかし、多くの教員が検定の期間すら知らない、検定申請中の教科書は非公開であるとの文科省の規則も知らないのが現状です。事件の原因は教員の無知にあり、県教育委員会の指導の不徹底にあります。したがって、今回の事件について県教委が行うべきは、営利企業である教科書発行者に対する適切な対応を全教員に徹底することです。現在、処分と採択地区協議会の公開などが進んでおりますが、これを指導・推進することを求めます。

教科書は、教員にとって使いやすくなければ意味がありません。今後も教員の生の声が十分に反映されて作成されるべきです。そのための適切なルールの徹底を求めて、反対討論を終わります。